

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十三条 削除	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
第二条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	第二条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。
第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)(次条、第十三条の三及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十三条の二及び第	(児童福祉施設と非常災害) 第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)(次条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十四条第二項にお

十四条第二項において同じ。)の設置者は、消火器具(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十条第一項に規定する消火器具をいう。)、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 (略)

第七条の二 (略)

(安全計画の策定)

第七条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。)の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。

2| 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならぬ。

3| 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4| 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条の四 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2| 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、児童の降車の際にこれを用いて前項に規

いて同じ。)の設置者は、消火器具(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十条第一項に規定する消火器具をいう。)、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 (略)

第七条の二 (略)

定する所在の確認を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができ。

2| 前項の規定は、利用者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の援助に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十三条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 児童福祉施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、継続的に利用者等に対する援助を提供し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、これに従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2| 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3| 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条の三 障害児入所施設等の設置者は、

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(衛生管理等)

第十四条 (略)

2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のため

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができ。ただし、利用者等の居室及びそれぞれ施設に特有の設備並びに利用者等の援助に直接従事する職員については、この限りでない。

第十三条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 障害児入所施設等の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(衛生管理等)

第十四条 (略)

2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

めの訓練を定期的に実施するよう努めなければならぬ。

3 (略)

(職員)
第八十一条 (略)

2-9 (略)

10 第十條第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。第八十七條第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(職員)

第八十七条 (略)

2 第十條第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入園している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

附則

(経過措置)

第二條 第四十七條第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護師等」という。)を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 (略)

(職員)

第八十一条 (略)

2-9 (略)

(職員)
第八十七条 (略)

附則

(経過措置)

第二條 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第四十七條第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三條 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四十三条 削除</p>	<p>〔懲戒に係る権限の濫用禁止〕 第四十三条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>（準用） 第五十一条 第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十条並びに第三十一条を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p>	<p>（準用） 第五十一条 第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十条、第三十一条並びに第四十三条を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p>

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（従業者の員数） 第六条（略） 2―8（略） 9 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>（従業者の員数） 第六条（略） 2―8（略）</p>
<p>第七條（略） 2―8（略） 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは</p>	<p>第七條（略） 2―8（略）</p>

家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第三十八条 (略)

第三十八条 (略)

(安全計画の策定等)

第三十八条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。

2] 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3] 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4] 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の確認)

第三十八条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2] 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の降車の際にこれを用いて前項に規定する所在の確認を行わなければならない。

(従業者の員数)
第四十八条 (略)

2 (略)

3 1 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(従業者の員数)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 1 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八条の二、第三十八条の三第一項、第三十九条から第四十二条まで及び第四十四条から第四十七条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十三条の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十八条の二、第三十八条の三第一項、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三条の六及び第七十三条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業

(従業者の員数)
第四十八条 (略)

2 (略)

(従業者の員数)
第五十五条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第七十三条の八 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十九条から第四十二条まで及び第四十四条から第四十七条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十三条の六第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条、第三十六条の二、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三条の六及び第七十三条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第

について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「第三十五条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の七」と、第十七条中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十三条の六」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四十条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第四十条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

第六条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十五条 (略) <u>(安全計画の策定等)</u> 第三十五条の二 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の安全の確保を図るため、<u>当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での</u></p>	<p>第三十五条 (略)</p>

<p>活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>（自動車を運行する場合の所在の確認） 第三十五条の三 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p>	
---	--

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正）

第七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理運営等） 第十一条（略） 一一八（略）</p> <p>九 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。</p> <p>十 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置</p>	<p>（管理運営等） 第十一条（略） 一一八（略）</p>

を備え、子どもの降車の際にこれを用いて前号に規定する所在の確認を行うこと。
 十一—十四 (略)

附則

1—6 (略)

7] 第三条第二項の規定により置かなければならない保育士登録を受けた者については、当分の間、一人に限って、当該認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定子ども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
 8] (略)

附則第七項	第三条第二項の規定により置かなければならない保育士登録を受けた者	看護師等	(略)	(略)
-------	----------------------------------	------	-----	-----

九—十二 (略)

附則

1—6 (略)

7] (略)

附則第六項	(略)	(略)	(略)	(略)
-------	-----	-----	-----	-----

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
 保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づ
 く幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広
 島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
 に改正する。

改正後		改正前	
第九条 削除		第九条 幼保連携型認定子ども園の園長は、児 童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒 に関し園児の福祉のため必要な措置をとると きは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等そ の権限を濫用してはならない。	（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第九条 幼保連携型認定子ども園の園長は、児 童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒 に関し園児の福祉のため必要な措置をとると きは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等そ の権限を濫用してはならない。

第九条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づ
 く幼保連携型認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。</p> <p>4 前項の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第九条 第十九条第三項本文に規定する職員については、当分の間、一人に限つて、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもつて代えることができる。この場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>2 前項の場合において、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて第十九条第三項本文に規定する職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>第十条 前三条の規定により第十九条第三項本文に規定する職員を小学校教諭等免許状所持</p>	<p>(設備及び職員の基準の特例)</p> <p>第二十条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第九条 前二条の規定により第十九条第三項本文に規定する職員を小学校教諭等免許状所持</p>

新障害者支援施設基準条例第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

新障害者支援施設基準条例第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条及び第八条の規定 公布の日

二 第二条、第四条、第六条、第七条、第九条及び第十条並びに附則第二項から第五項

までの規定 令和五年四月一日

(安全計画の策定等による経過措置)

2 第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。)(第七条の三(保育所に係るものを除く。))、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)(第三十八条の二(新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十条の二、第七十三条、第七十三条の八及び第八十条において準用する場合を含む。))及び第六条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定入所施設基準条例」という。)(第三十五条の二(新指定入所施設基準条例第五十条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、令和六年三月三十一日までの間、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)

3 新設備運営基準条例第七条の四第二項の規定にかかわらず、保育所及び児童発達支援センターの設置者が日常的に運行する児童の送迎を目的とした自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることに特に困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 新指定通所支援基準条例第三十八条の三第二項（新指定通所支援基準条例第四十七条の五、第五十一条、第六十三条、第七十条、第七十条の二及び第七十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定児童発達支援事業者が日常的に運行する障害児の送迎を目的とした自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを備えることに特に困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

5 第七条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例第十一条第十号の規定にかかわらず、認定子ども園が日常的に運行する子どもを送迎を目的とした自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもを見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを備えることに特に困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもを送迎を目的とした自動車を日常的に運行する認定子ども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子ども所在の確認を行わなければならない。